

悪臭規制のあらまし



じんちょうげ
沈丁花



くちなし
梔子



きんもくげん
金木犀



ろうばい
蠟梅

「季節の花 300」 <https://www.hana300.com> より

はじめに

「悪臭」とは、人が感じる「いやなにおい」、「不快なにおい」をまとめた呼び名です。

一般的に「いいにおい」と思われる「におい」でも、強さ、頻度、時間によっては、「悪臭」と感じられることがあります。また、「におい」には、個人差や好み、慣れによる影響があります。そのため、ある人には「いいにおい」と感じられても、他の人には「悪臭」に感じられることもあります。

現在、愛知県内の工場・事業場から発生する悪臭については、悪臭防止法及び県民の生活環境の保全等に関する条例による規制が行われています。このパンフレットは、悪臭の規制や対策などのあらましをとりまとめたものです。

内 容

- | | | |
|-----------------|---------------------|---------------------|
| 1 悪臭防止法 (P1～P5) | 2 悪臭対策のあらまし (P6～P7) | 3 悪臭関係の届出など (P8～P9) |
| (1) 規制地域 | (1) 悪臭対策の検討 | (1) 悪臭関係の届出 |
| (2) 規制基準 | (2) 改善対策の内容 | (2) 悪臭対策に係る融資制度 |
| (3) 報告徴収・立入検査 | (3) 悪臭対策の主な業種別の留意点 | (3) 市町村連絡先一覧 |
| (4) 勧告・命令 | | |
| (5) 事故時の措置 | | |
| (6) 悪臭測定 | | |

1 悪臭防止法

悪臭防止法は、工場その他の事業場の事業活動に伴って発生する悪臭について、必要な規制を行うとともに、その他の悪臭防止対策を推進することにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的として制定された法律です。

規制地域内のすべての工場・事業場には、特定悪臭物質^(注 1)の濃度又は臭気指数^(注 2)による規制が行われており、事業者は当該地域における規制基準を遵守することとされています。

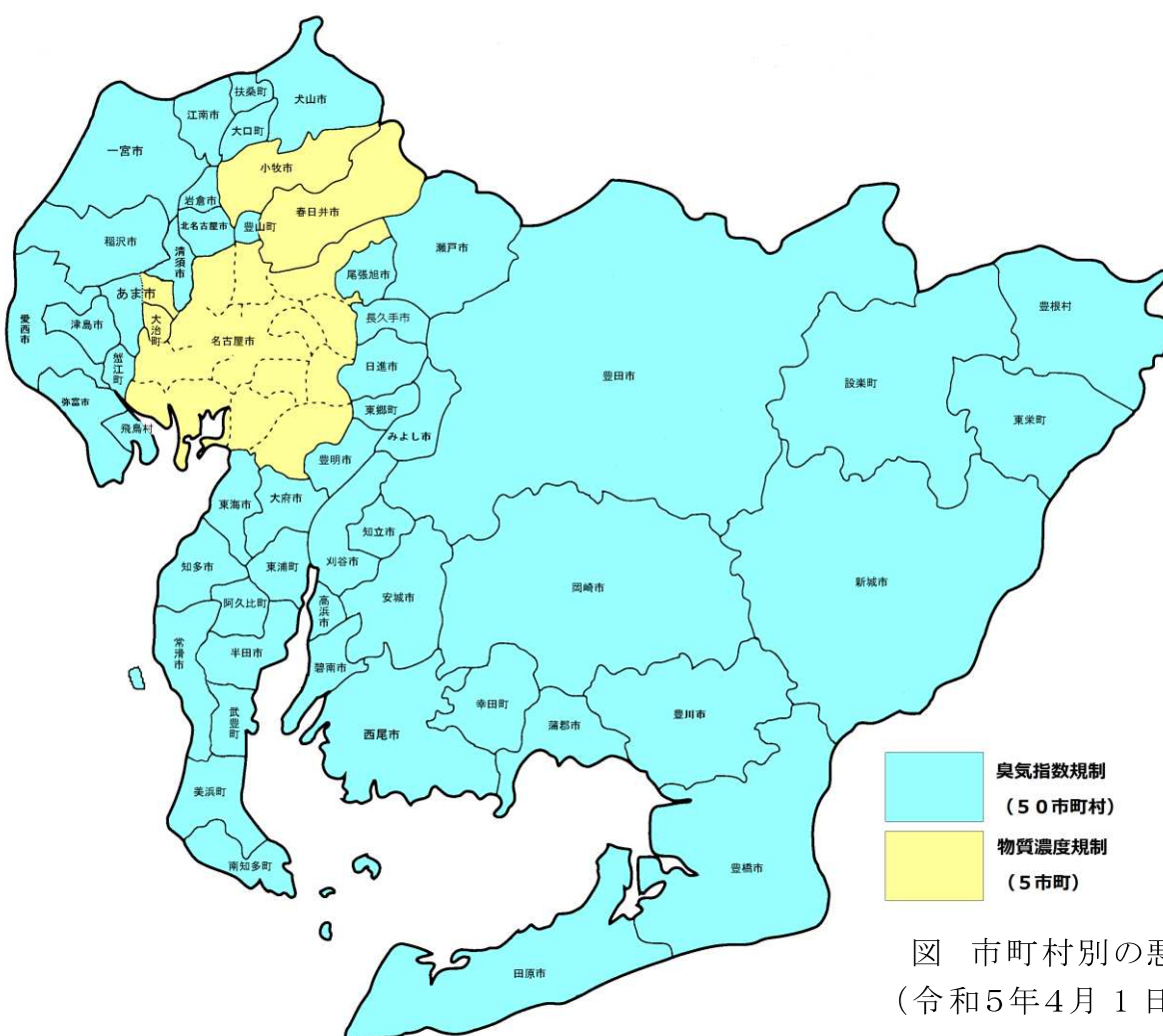
特定悪臭物質：不快なにおいの原因となり、生活環境を損なう物質で、アンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素など政令で指定された 22 物質

臭気指数：においの程度を人間の嗅覚によって数値化したもの

(1) 規制地域

愛知県は、県内全域が規制地域に指定されており、県内すべての工場・事業場が悪臭防止法の対象となります。市町村別の悪臭規制は、下図のとおり令和 5 年 4 月 1 日現在では物質濃度規制 5 市町、臭気指数規制 50 市町村となります。

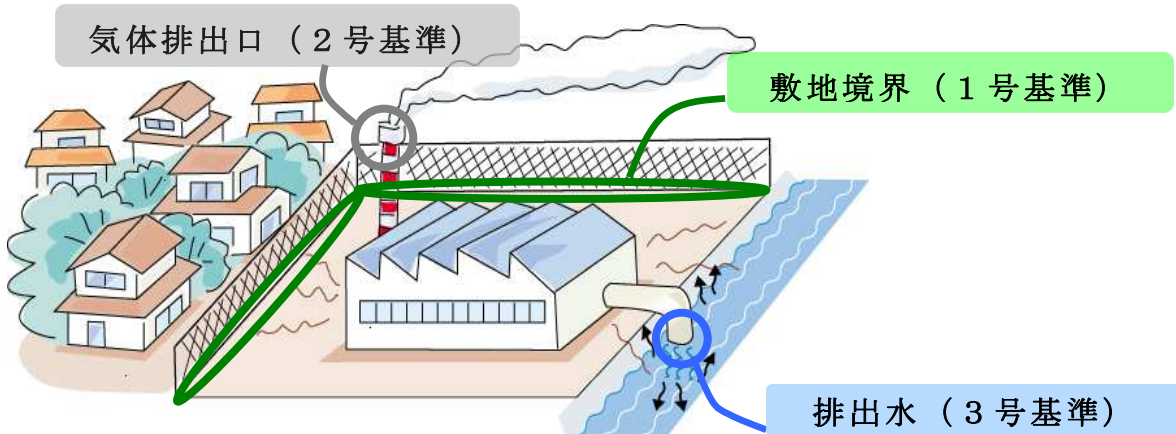
なお、規制地域の指定及び規制基準の設定は各市の事務となっています(町村部分は愛知県)。



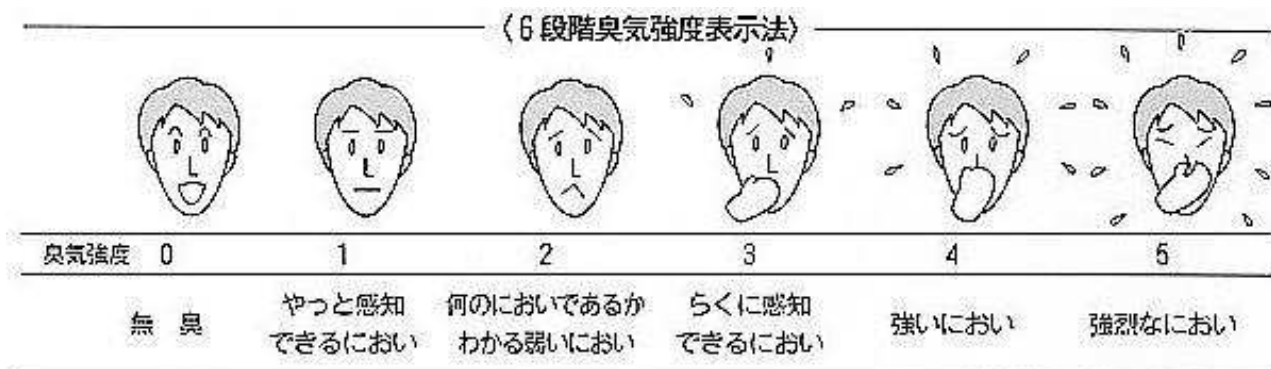
※名古屋市、春日井市及び小牧市は、法による物質濃度規制の他に、条例や指針などにより、臭気指数による指導の基準等を定めている。

(2) 規制基準

悪臭の規制基準には、敷地境界線の規制基準(1号基準)、気体排出口の規制基準(2号基準)、排出水の規制基準(3号基準)の3つがあります。



3つの規制基準の基礎となる敷地境界線の規制基準(1号基準)について、悪臭防止法では、6段階臭気強度表示法による臭気強度(臭気の感覚的な強さ)の2.5から3.5までの範囲に相当する、特定悪臭物質の濃度又は臭気指数が規制基準となっています。



愛知県では、各市及び愛知県が土地利用状況や悪臭に対する順応性を考慮して、規制地域を第1種地域、第2種地域、第3種地域の3つに区分し、敷地境界(1号基準)の規制基準を以下のとおり定めています。

- 第1種地域⇒臭気強度 2.5 に相当する特定悪臭物質の濃度又は臭気指数
- 第2種地域⇒臭気強度 3.0 に相当する特定悪臭物質の濃度又は臭気指数
- 第3種地域⇒臭気強度 3.5 に相当する特定悪臭物質の濃度又は臭気指数

なお、気体排出口及び排出水の規制基準は敷地境界の基準を基に定めています。
規制地域の区分を示した地図については、工場・事業場の所在する市町村などで縦覧することができます。

特定悪臭物質の規制基準

1 敷地境界線の規制基準（1号基準）

アンモニア始め 22 物質について、敷地境界線の許容限度として次のとおり定めています。

単位：ppm

特定悪臭物質名	1種地域	2種地域	3種地域
アンモニア	1	2	5
メチルメルカプタン	0.002	0.004	0.01
硫化水素	0.02	0.06	0.2
硫化メチル	0.01	0.05	0.2
二硫化メチル	0.009	0.03	0.1
トリメチルアミン	0.005	0.02	0.07
アセトアルデヒド	0.05	0.1	0.5
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1	0.5
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03	0.08
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07	0.2
ノルマルパレルアルデヒド	0.009	0.02	0.05
イソパレルアルデヒド	0.003	0.006	0.01
イソブタノール	0.9	4	20
酢酸エチル	3	7	20
メチルイソブチルケトン	1	3	6
トルエン	10	30	60
スチレン	0.4	0.8	2
キシレン	1	2	5
プロピオン酸	0.03	0.07	0.2
ノルマル酪酸	0.001	0.002	0.006
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002	0.004
イソ吉草酸	0.001	0.004	0.01

臭気指数の規制基準

1 敷地境界線の規制基準（1号基準）

臭気指数について、敷地境界線の許容限度として次のとおり定めています。

単位：臭気指数

区 分	1種地域	2種地域	3種地域
臭気指数	12	15	18

臭気指数とは、人の嗅覚を用いて悪臭の濃度を数値化したものです。具体的には、試料を臭気を感じられなくなるまで無臭空気で希釈したときの希釈倍率（臭気濃度）から、次式により算出します。

$$\text{「臭気指数」} = 10 \times \log_{10}(\text{「臭気濃度」})$$

（参考）臭気指数規制について

愛知県では、平成 18 年 10 月から新しい規制方式として臭気指数規制を導入しています。主な特徴は次のとおりです。

- ① 人間の嗅覚を用いてにおいの程度を数値化
- ② 未規制物質に対応可能
- ③ 複合臭に対応
- ④ 住民の被害感覚に一致



〈写真〉悪臭臭気嗅覚測定状況

出典：「臭気指数規制制度導入のすすめ」（環境省）

※ここで紹介する規制基準値は県内の町村部分のものです。各市の規制基準値は異なる場合がありますので、3（3）市町村連絡先一覧に記載の各市担当課までお問合せください。

特定悪臭物質の規制基準

2 気体排出口の規制基準（2号基準）

アンモニア始め 13 物質^(注)について、排出量の許容限度として次式により算出します。

$$q = 0.108 \times He^2 \times C_m$$

q：規制基準（排出量(Nm³/h)）

He：補正された排出口の高さ(m)

C_m：1号基準(敷地境界線の規制基準値(ppm))

(注) アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレールアルデヒド、イソバレールアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレン

3 排水水の規制基準（3号基準）

メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル及び二硫化メチルの 4 物質について排水水の量の区分ごとに濃度の許容限度として次のとおり定めています。

単位：mg/l

	排水水の量 (m ³ /s)	1 種地域	2 種地域	3 種地域
メチルメルカプタン	$Q \leq 0.001$	0.03	0.06	0.2
	$0.001 < Q \leq 0.1$	0.007	0.01	0.03
	$0.1 < Q$	0.002	0.003	0.007
硫化水素	$Q \leq 0.001$	0.1	0.3	1
	$0.001 < Q \leq 0.1$	0.02	0.07	0.2
	$0.1 < Q$	0.005	0.02	0.05
硫化メチル	$Q \leq 0.001$	0.3	2	6
	$0.001 < Q \leq 0.1$	0.07	0.3	1
	$0.1 < Q$	0.01	0.07	0.3
二硫化メチル	$Q \leq 0.001$	0.6	2	6
	$0.001 < Q \leq 0.1$	0.1	0.4	1
	$0.1 < Q$	0.03	0.09	0.3

臭気指数の規制基準

2 気体排出口の規制基準（2号基準）

気体排出口の高さによって臭気の大気拡散が異なるため、気体排出口の高さが 15m 以上と 15m 未満の施設に分けて次のとおり設定方法を定めています。

気体排出口の高さ	設定方法	
15m 未満	指標	臭気指数
	大気拡散式	流量を測定しない簡易な方法
15m 以上	指標	臭気排出強度
	大気拡散式	建物の影響による拡散場の乱れを考慮した大気拡散式

※ 詳しくは次の環境省のホームページをご覧ください。

よくわかる臭気指数規制2号基準

検索

においシミュレーター

検索

3 排水水の規制基準（3号基準）

臭気指数について、排水水の許容限度として次のとおり定めています。

区 分	1 種地域	2 種地域	3 種地域
臭気指数	28	31	34

※ 排水水の規制基準は、排水水から拡散した臭気の水面上 1.5m の高さでの最大濃度が、1号基準(敷地境界線の規制基準)を超えないよう定められています。

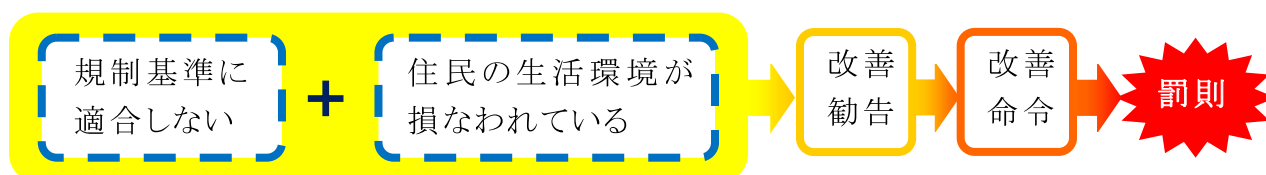
(3) 報告徴収・立入検査

市町村長は、事業者に、悪臭発生施設の運用の状況、悪臭物質の排出防止設備の状況などについて報告を求め、工場・事業場に立入検査することができます(法第20条)。

(4) 勧告・命令

事業者は、悪臭の規制基準を守ることとされています(法第7条)。

市町村長は、工場・事業場から発生する悪臭が規制基準に適合しない場合において、かつ、住民の生活環境が損なわれていると認める場合は、事業者が悪臭原因物の排出を減少させるための措置について改善勧告を行うことができます(法第8条第1項)。さらに、この改善勧告に従わない場合は、改善命令を行うことができ(法第8条第2項)、命令に違反した者には罰則が科せられます(法第24条)。



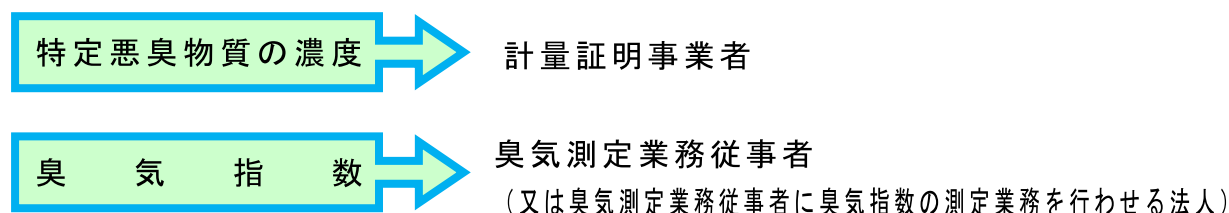
(5) 事故時の措置

事業者は、悪臭を伴う事故が発生した場合、悪臭原因物の排出が規制基準に適合しないおそれが生じたときなどは、直ちに応急措置を取るとともに、その事故の状況を市町村長に通報することとされています(法第10条第1項・第2項)。

なお、市町村長は、事故時の状況に応じて、事業者が悪臭原因物の排出の防止のための応急措置命令を行うことができます(法第10条第3項)。

(6) 悪臭測定

悪臭測定を自ら実施できない場合、次の事業者依頼することができます。

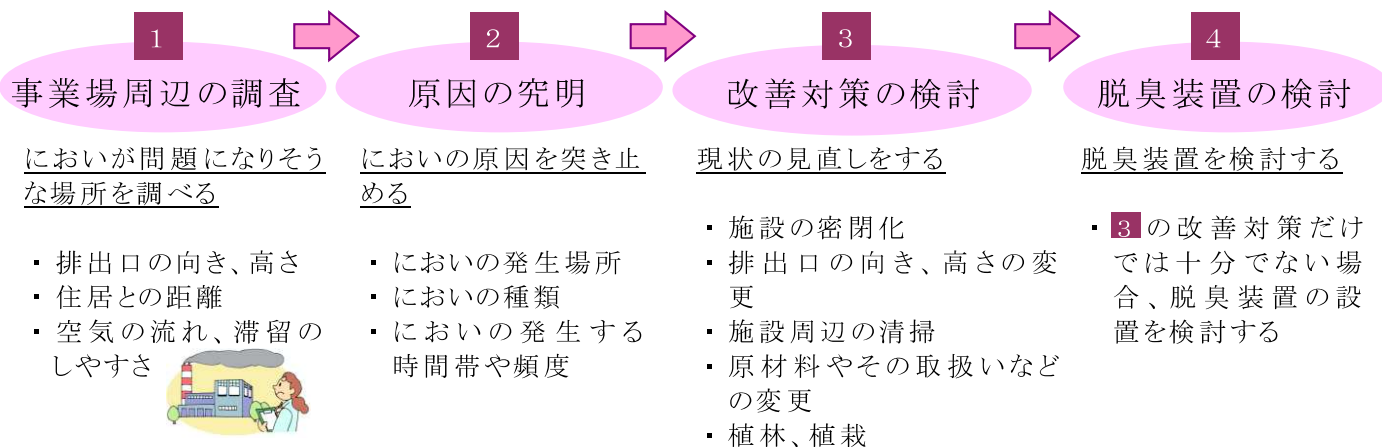


※ なお、事業者に関することについては、次の団体にお問い合わせください。

団体名	電話	詳細
(一社)愛知県環境測定分析協会	052-321-3803	愛知県環境測定分析協会 検索

2 悪臭対策のあらまし

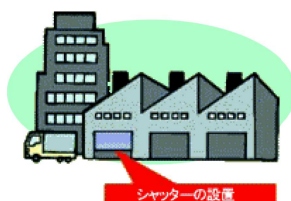
(1) 悪臭対策の検討



(2) 改善対策の内容

作業工程

- ① 使用原材料の変更
⇒悪臭発生の少ない原材料に代える
- ② 原材料の取扱い方法の変更
- ③ 作業方法の変更
- ④ 作業時間の変更
- ⑤ 悪臭発生施設の密閉化
- ⑥ 作業建屋の密閉化(窓・出入口の閉鎖)
⇒労働安全衛生面にも配慮する
- ⑦ 配管からの漏洩防止
- ⑧ 局所フードの設置
⇒捕集した悪臭は原則処理し放出する



脱臭装置

- ① 適切な脱臭装置の選定
- ② 適正な維持管理
- ③ 定期的な機能点検

汚水処理

- ① 適正な維持管理
- ② 定期的な機能点検

廃棄物

廃棄物の適正な保管と処理
⇒作業場全体の環境を整備する。



悪臭の排出方法

- ① 排出口(煙突)の高さや向きの変更
⇒大気中に希釈し拡散させる。
- ② 排出口の集合化



その他

- ① 事業場内の緑化と緩衝緑地帯の整備
- ② 工業団地などへの移転





(3) 悪臭対策の主な業種別の留意点

業 種	対策の進め方	具体的な対策
飲食店	(調理臭など) フード、ダクト、ファンなどの設備の維持管理を的確に行う。排気口の高さや向きに注意するとともに、ダクト中にオイルミスト等を捕集する工夫をする。	オイルミストや煙の除去 活性炭やセラミックによる吸着装置の設置 消臭・脱臭装置の設置 微生物製剤の利用 
食料品製造業	(廃水処理施設) 保守管理の徹底を行う。 (調理器・焼却炉) 臭気の発生源や時間帯を把握する。	発生源や臭気の質や強さに応じた脱臭方法の導入 汚水の貯留する時間を短くすること
浄化槽	保守点検と清掃を徹底する。	土壌、コンポストなどを使った脱臭法や充填式微生物脱臭塔の設置 活性炭吸着法の利用
ビルピット関係	(ビルの地下貯留槽) ビル管理者の責任を自覚させる。 清掃を年3回以上行う。	好気性状態の保持 微生物製剤の利用 脱臭装置の設置
畜産農業	(養豚業・養牛業) 糞と尿を分けて集め、糞は堆肥化施設へ、尿は生物処理する。 (養鶏業) 糞をよく管理して、肥料化を行う。鶏舎の無窓式、構造に留意する。 (堆肥) 堆肥化施設を適正に管理する。	飲料水や餌などへの微生物製剤の利用 採卵鶏は夏季の軟便対策に注意 堆肥化施設で熟成させ肥料化 予備発酵や熟成した堆肥の使用による臭気発生の軽減化 発酵初期の臭気処理
クリーニング	(乾燥機など) 溶剤回収装置又は冷凍機の点検・整備を行う。 溶剤臭がなくなってから衣類を取り出し乾燥する。	洗濯機に溶剤回収装置が内蔵されていない場合は別に吸着装置を設置 溶剤の事業場外への漏洩防止
塗装	(塗装ブース) 塗装方式と製品サイズに応じたフードを選定する。吹付け塗装の場合、確実なミスト捕集を実施する。 (乾燥・焼付け) 揮発物質の種類は多く、刺激臭や焦げ臭を伴う。 時間変動に対応できる対策が必要である。	ミスト処理機能を持つ塗装ブースの整備 薬液吸収法、吸着法、燃焼法などの脱臭方法の導入 臭気の性状に応じた燃焼法が有効 

※ 詳しくは環境省や(公社)におい・かおり環境協会のホームページをご覧ください。

臭気対策行政ガイドブック

検索

におい・かおり環境協会

検索

3 悪臭関係の届出など

(1) 悪臭関係の届出

県民の生活環境の保全等に関する条例（第65条第2項）及び愛知県事務処理特例条例（別表第4の9の項）により、次の業種の工場・事業場は、悪臭物質の施設の構造、作業の方法などを毎年度終了後1ヶ月以内（4月中）に、市町村長に届け出ることとなっています。

畜産農業のうち

- ・豚房施設を有するもの
（豚房の総面積が50m²未満のものを除く）
- ・牛房施設を有するもの
（牛房の総面積が200m²未満のものを除く）
- ・鶏を3,000羽以上飼育するもの
- ・うずらを20,000羽以上飼育するもの

乾燥施設を有する飼料又は有機質肥料の製造業

コーンスターチ製造業

紡糸施設を有するレーヨン製造業

クラフトパルプ製造業

製膜施設を有するセロファン製造業

加硫施設を有するゴム製品製造業

カプロラクタムの製造施設を有する

石油化学工業

石油精製業

溶鉱炉を有する製鉄業

シェルモールド法による鋳物製造業

化製場

し尿処理場（し尿浄化槽を除く）

ごみ処理場

下水道終末処理場

※ 届出書などの詳細は、愛知県環境局のホームページをご覧ください。

あいちの環境

検索



(2) 悪臭対策に係る融資制度

制度名	農業近代化資金、スーパーL資金 他	(株)日本政策投資銀行の融資制度
対象者	農業経営の改善を図ろうとしている農業者	環境への配慮に対する取組が十分なされていると認められる企業
窓口	愛知県農業水産局 農政部農業経営課	(株)日本政策投資銀行
電話番号	052-954-6413	03-3270-3211
詳細	愛知県農林水産 検索	日本政策投資銀行 検索

(3) 市町村連絡先一覧

令和5年4月1日現在

臭気指数規制市町村

市町村名	課名等	電話	市町村名	課名等	電話
あ 愛西市	環境課	0567-55-7114	知多市	環境政策課	0562-36-2660
阿久比町	建設環境課	0569-48-1111	知立市	環境課	0566-95-0154
あま市	環境衛生課	052-444-3132	津島市	生活環境課	0567-55-9368
安城市	環境都市推進課	0566-71-2206	東栄町	住民課	0536-76-0503
一宮市	環境保全課	0586-45-7185	東海市	生活環境課	052-603-2211
稲沢市	環境保全課	0587-36-3710	東郷町	環境課	0561-56-0729
犬山市	環境課	0568-44-0345	常滑市	生活環境課	0569-47-6115
岩倉市	環境保全課	0587-38-5808	飛島村	保健環境課	0567-52-1001
大口町	環境対策室	0587-95-1613	豊明市	環境課	0562-92-1113
大府市	環境課	0562-45-6223	豊川市	環境課	0533-89-2141
岡崎市	環境保全課	0564-23-6194	豊田市	環境保全課	0565-34-6628
尾張旭市	環境課	0561-76-8136	豊根村	生活課	0536-85-1315
か 蟹江町	環境課	0567-95-1111	豊橋市	環境保全課	0532-51-2388
蒲郡市	環境清掃課	0533-57-4100	豊山町	住民課	0568-28-0916
刈谷市	環境推進課	0566-62-1017	な 長久手市	環境課	0561-56-0612
北名古屋市	環境課	0568-22-1111	西尾市	環境保全課	0563-34-8111
清須市	生活環境課	052-400-2911	日進市	環境課	0561-73-2843
幸田町	環境課	0564-63-5146	は 半田市	環境課	0569-21-4001
江南市	環境課	0587-54-1111	東浦町	環境課	0562-83-3111
さ 設楽町	生活課	0536-62-0522	扶桑町	環境課	0587-93-1111
新城市	環境政策課	0536-23-7690	碧南市	環境課	0566-95-9900
瀬戸市	環境課	0561-88-2670	ま 南知多町	環境課	0569-65-0711
た 高浜市	経済環境グループ	0566-52-1111	美浜町	環境課	0569-82-1111
武豊町	環境課	0569-72-1111	みよし市	生活環境課	0561-32-8018
田原市	環境政策課	0531-23-3541	や 弥富市	環境課	0567-65-1111

物質濃度規制市町

市町名	課名等	電話	市町名	課名等	電話
あ あま市※1	環境衛生課	052-444-3132	小牧市※2	環境対策課	0568-76-1136
大治町	産業環境課	052-444-2711	な 名古屋市※2	大気環境対策課	052-972-2674
か 春日井市※2	環境保全課	0568-85-6217			

※1 あま市には、地域によって物質濃度規制と臭気指数規制があります。

※2 名古屋市、春日井市及び小牧市では、条例や指針などにより臭気指数による指導が行われています。

発行

愛知県 環境局 環境政策部 水大気環境課

生活環境地盤対策室 生活環境グループ

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 ☎052-954-6214（ダイヤルイン）